

中古商品自動車に係る自動車税  
(種別割)の減免について

# お知らせ

## 自動車税(種別割)減免対象について

展示されている中古商品車が減免対象です。

### 【減免対象外となる車両】

代車、車両搬送用トラックなどその他業務に使用される車両、軽自動車、  
新規登録車両(中古を含む)、家族・社員等が使用する車両

※ 査定協会で証明を受けた全ての車両が減免になるとは限りません。自動車税事務所  
による書類審査や現地調査等の結果、減免にならない場合もあります。

## 申請期限について

申請期限：令和6年5月31日(金)※郵送申請可(消印有効)

※期限を過ぎてからの申請は、いかなる理由でも受け付けません。

## 自動車税(種別割)の納期内納付について

減免申請車両を含めて納税義務のある全ての車両について、自動車税(種別割)  
を納期限(令和6年5月31日)までに納税することが必要です。

納税義務のある車両1台でも納期限後の納税があった場合、減免申請した全て  
の車両の自動車税(種別割)の減免について、不承認となります。

### ※古物営業許可の確認について

古物営業法の改正により、令和2年3月31日以前の交付の場合、同日までに、  
「主たる営業所等届出書」を提出していないと、令和2年4月以降は、古物商許可が  
失効しています(減免申請の対象外となります)。詳細については、管轄の警察署へ  
お問い合わせください。

## 現地調査について

申請内容を確認するため、査定協会と自動車税事務所が申請者の店舗等を  
訪問し、中古商品自動車の展示状況等を確認します。

調査により、次の事例に該当する申請車両の減免は、承認できません。

### 《減免対象外となる事例》

- ・代車や積載車などの社用車、家族や社員の私用車に使われている。
- ・車両の存在が確認できない。
- ・プライスボードの設置がない。

※その他の減免要件については、別紙を御確認ください。